

1 入札説明書に対する質問						総質問数	4 問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	
1	31	別紙2	2		2 対価の算定方法	「当組合の示す交付金年度別計画に対する出来高から算定する」とは入札参加者が提示する積算内訳に基づき貴組合殿にて算定されるという理解でよろしいでしょうか。	
2	31	別紙2	2		2 対価の算定方法	交付金年度別計画はご提示いただけますでしょうか。 現時点では以下を想定しています。 1年目 2.5% 2年目 18.5% 3年目 37.0% 4年目 42.0% ただし、実工程に基づき、協議した上で契約します。	
3	31	別紙2	3		3 対価の支払方法	「各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて当組合にて作成し、契約書作成時に通知する」とありますが、各年度の支払限度額は受注者の資金調達計画及び入札額の積算に大きく影響しますので、概算の想定値もしくは各年度の支払限度額の比率をご提示お願いいたします。	
4	35		別紙4	3	地域貢献に係る提案等から乖離している場合の措置	「事後確認（最終）において、（略）、建設事業者は、入札提案時に建設事業者が提案した地域貢献に係る金額と実際の金額との差額の50%に相当する額を当組合に支払うものとする。」とありますが、地域貢献実施計画書において示した発注金額を実際の金額が下回らない範囲で、計画個別の発注金額（内訳）の変更は認められるという理解でよろしいでしょうか。	
						お見込みのとおりです。	
						上記No.2の回答を参照願います。	
						お見込みのとおりです。	

2 要求水準書に対する質問

2 要求水準書に対する質問						総質問数	16 問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	5	第1	3	(1)ク	(イ) 工事範囲	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答における2 要求水準書に対する質問No. 3にて、引込みに関する位置は「施設配置計画に応じて敷地北東側の適当な位置から引き込む」となっていますが、上水道に関して本管の径、圧力、引込み可能量をご教示をお願いいたします。	上水道本管の径は200mm、圧力0.5MPaとなります。
2	12	第2	1	(2)カ(ウ)	排水	雨水排水経路について、流量計算の結果により、線形を添付資料2 配置条件図に記載するアプローチ道路脇経路に限定せずに他の経路を通す計画とすることは可能でしょうか。	線形変更は可能です。ただし、放流先によっては関係機関協議が必要です。
3	21	第2	1	(4)キ	表1-16 不燃ごみ、粗大ごみ及び高水分ごみの組成（参考）	p19のリサイクルプラザのア. 対象物（破碎設備）は、不燃ごみ、粗大ごみ、破碎対象災害廃棄物（非定常的に発生）、ウ. 対象物（選別設備）は、ペットボトル、びん類、缶類となっています。ここで記載された対象物には、表1-16に記載の高水分ごみ（養殖残渣・漁業系廃棄物）が含まれていませんが、リサイクルプラザに搬入されますでしょうか。また、搬入される時の荷姿はどのようなもので、どのような処理を想定されていますでしょうか。	高水分ごみ（養殖残渣・漁業系廃棄物）はリサイクルプラザではなく、ごみ焼却施設に搬入されます。搬入時の荷姿は、添付資料16の「No. 3 洗い終わった養殖残渣」であり、この養殖残渣はごみ焼却施設にて焼却処理を想定しています。
4	28	第2	1	(6)エ	設計の瑕疵	「実施設計の瑕疵担保期間は、原則として引渡し後10年間とする」とありますが、「原則として」の例外となりうる事象がどのようなものを想定されているか、ご教示をお願いいたします。	「原則として」を削除します。

2 要求水準書に対する質問

2 要求水準書に対する質問						総質問数	16 問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
5	30	第2	1	(6)シ	試運転	試運転期間中の主灰、飛灰、飛灰処理物の処理・処分費用の負担は建設事業者ということによろしいでしょうか。また、資源化を行う必要は無いということ差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。なおこれに関し、要求水準書p30第2.1.(6)シ. 試運転の(ア)について「試運転期間中の主灰・飛灰については、建設事業者にて最終処分する。」に改めます。
6	31	第2	1	(6)シ	試運転	試運転期間中に必要となる機器・車両・備品等の維持に係る費用等については、建設事業者とされていますが、資源化物の搬出等にフォークリフトやリフター等が必要な場合はリース等で用意して使用し、備品として納入する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	31	第2	1	(6)シ	試運転	試運転期間中の電気料金の負担が建設事業者とされていますが、新施設からむつ衛生センターへの配電切替から新施設引き渡し（試運転完了）まで間のむつ衛生センターに係る電気料金に関しては、試運転期間中の電気料金負担に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	試運転期間中におけるむつ衛生センターの電気料金については当組合で負担します。
8	33	第2	1	(8)ア	現場管理	(ウ)について、工事車両が国道279号線から敷地内へ直接入退場できる理解でよろしいでしょうか。また、敷地南側の側道からの入退場は可能でしょうか。	第1回質問回答における左記質問（2. 要求水準書に対する質問 No.22）について回答を以下のよう修正します。 ①国道279号に面している敷地に専用の出入り口を設ける。 ②拡張敷地内に工事車両専用の進入路・車両待避場を設ける。 ③既存進入路について、渋滞等防止、交通安全確保のため進入口から拡幅を行う。 の3つの対応についていずれも採用可能ですが、道路管理者及びむつ警察署との事前協議が必要となります。基本設計段階から事前協議を行ってください。

2 要求水準書に対する質問

2 要求水準書に対する質問						総質問数	16 問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	42	第2	1	(10)ア (オ)	瑕疵担保	「設計に係る瑕疵担保期間は、原則として引渡し後10年間とする」とありますが、「原則として」の例外となりうる事象がどのようなものを想定されているか、ご教示をお願いいたします。	「原則として」を削除します。
10	43	第2	1	(11)	引渡し	「(1)ウ建設事業者の業務概要」、「ウ引渡性能試験」について、それぞれ、「P. 10 第2 1(1)ウ」及び、「P. 35 第2 1(9)ウ」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	126	第2	5	(1)ク	非常用発電機	「排気管は、消音対策を確実にするとともに、適切な位置から屋外へ排気する」とありますが、非常用発電機の排ガスに対する基準があればご呈示いただけますでしょうか。	発電機容量によっては、大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生設備の届出」が必要になりますので、関係法令を遵守してください。
12	132	第2	5	(2)ウ (イ)	a. 測定機器	第1回の質問回答にて、「エコマイザ出口、燃焼室出口の測定は、排ガス処理効果を検証する目的で設置する」とのご回答でした。排ガス処理効果は、性能試験時の手分析測定や、運営開始後の年数回の手分析測定をエコマイザ出口または燃焼室出口と煙突で行うことで検証し、エコマイザ出口または燃焼室出口での測定機器の設置は、提案によるとしてよろしいでしょうか。	エコマイザ出口または燃焼室出口での測定機器の設置位置については、提案としますが、どちらかに設置することは必須とします。
13	139	第2	6	(1)	計画基本事項	車庫棟やオーバーホール用の物品倉庫などは不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

2 要求水準書に対する質問						総質問数	16 問
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	155	第2	6	(3)ア(ア)	土木工事	敷地造成工事に係る敷地境界のフェンス等の設置について、拡張敷地を使用した場合にはその部分も含めて全てフェンスを設置するものとなりますか。また、通常組合様の敷地を通過しなければ構内に侵入できない場合には、フェンスの設置は不要と考えて差し支えないでしょうか。	必ずしも全周囲に巡らせる必要はありませんが、防犯、構内安全確保のため必要となる範囲を考慮し設置してください。設計内容も考慮しながら、相互の調整を行います。
15	155	第2	6	(3)ア(ア)	土木工事	敷地造成工事に伴い支障となる樹木等の伐採については、本工事範囲内という理解でよろしいでしょうか。また、組合様として樹木等の伐採を不可とする区域はありますか。	お見込みのとおりです。樹木の伐採を必要とする場合には、事前に当組合と協議を行ってください。
16	7	添付資料16			漁業系養殖残渣	漁業系養殖残渣は、「No.3洗い終わった養殖残渣」の拡大写真が「No.4養殖かごアップ」であり、魚網の中に貝殻が入った状態で焼却施設へ搬入されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.4は養殖かごの主な付着物であるキヌマトイガイ(殻長5mm前後)のアップ写真です。No.3は焼却施設に搬入される際の荷姿で、漁網は混入されません。

3 落札者決定基準に対する質問

3 落札者決定基準に対する質問						総質問数	1
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	8	第4章		③	ごみの安定処理に関する計画	「・ごみ量、ごみ質の一時的及び長期変動に対して、」と記載がありますが、貴組合計画に沿って最適な提案を検討するため別途公表いただいている「新ごみ処理施設整備基本計画」のうち<<添付資料>>資料1～48をご開示いただけないでしょうか。	組合HPの「新ごみ処理施設整備基本計画」に追加して開示します。

4 様式集に対する質問

4 様式集に対する質問							総質問数	4 問
No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	13号	1	(2)	ア		管理棟基礎・杭工事	管理棟と工場棟を合棟とする場合は、本項目の金額は無しで問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	13号	3	(1)			性能検査費	予備性能試験、引渡性能試験は試運転の中で行うため、試運転費に含むということで問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	13号	3	(2)			試運転費用及び保証費	保証費は、どのような費用を想定されていますでしょうか。	熱回収施設建設工事 工事内訳書作成マニュアル（平成21年3月 環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課）をご参照下さい。
4	13号	3	(3)			その他工事費	その他工事費は、どのような費用を想定されていますでしょうか。	上記No.3の回答を参照願います。

5 建設工事請負契約書(案) に対する質問					総質問数	10	
No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1			10	(1)	建設工事請負仮契約書(案)	10 その他 「(1)中間前金払選択」とありますが、建設工事請負仮契約書(案)、工事請負契約約款のいずれにも「中間前金」という表現で規定している条項がありませんので、該当箇所をご指示お願いいたします。	第34条第4項の規定が、中間前金払に該当します。
2			10	(2)	建設工事請負仮契約書(案)	10 その他 「(2)第37条の規定は適用しない。ただし、継続費又は債務負担行為に係る各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払についてはこのかぎりでない。」とありますが、本項の意味は「第37条のうち 第10項、第11項の規定のみ適用する」という解釈ではなく、「継続費又は債務負担行為に係る各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払に関してのみ第37条の規定に基づき行う」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	1	1	3		総則	契約図書間に齟齬がある場合、「この契約書、質問回答書、要求水準書、入札説明書、実施設計図書、提案書」の順に優先すると規定されていますが、質問回答書は、契約書に関する質問回答も含まれておりますので、契約書より優先するものと理解してよろしいでしょうか。	優先順位は、原文のとおりです。 質問回答で契約書(案)の内容を訂正した場合には、当該訂正内容を契約締結時に契約書に反映した上で契約を締結するものとします。
4	1	1	9		総則	秘密保持の義務が受注者のみに規定されているため、「受注者は…」のところを「発注者及び受注者は…」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
5	11	29の2	2		法令の変更	本工事に直接関係する法令について、「入札説明書第2章 10 法令等の遵守」及び、「要求水準書第2 1 (5)関係法令等の遵守」に記載されている各法令については、本条項の法令に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5 建設工事請負契約書(案)に対する質問

総質問数

10

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6	15	41	1 ～ 3		履行遅滞の場合における 遅延利息	国土交通省の「公共工事標準請負契約約款」では「遅延利息」を「損害金」と表現していますが、第1項から第3項において条文の解釈はどちらの表現を用いても同じと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	15	44	1		発注者の解除権	「工期内又は工期経過後相当の期間内に本工事等を完成する見込みがないと明らかに認められるとき」とありますが、この記載では、結局工期内に完成する見込みがなければ解除可能なように読め、「工期経過後相当の期間内」という文言が意味をなさなくなります。国土交通省の「公共工事標準請負契約約款」と同様に、「工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
8	16	46	1	2	違約金	「受注者がその債務の履行を拒否し」とありますが、本契約に基づき或いはその他正当な理由があつて拒否した場合を除外する必要があるため、「受注者が正当な理由なしにその債務の履行を拒否し」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
9	18	53	1		仲裁	第1条15項において、「この契約に係る訴訟については、青森地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする」と規定されていますが、紛争解決の手段は裁判ではなく仲裁である、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	別添				仲裁合意書	受注者JVの代表者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるとき、中央建設工事紛争審査会か青森県建設工事紛争審査会のどちらが管轄審査会となりますでしょうか。	現時点では、青森県建設工事紛争審査会を想定しておりますが、協議の上契約時に決定します。